

国立国会図書館

日米同盟の抑止態勢をめぐる現状と課題

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 860 (2015. 3. 25.)

はじめに

I 核抑止態勢

- 1 核抑止力に関する我が国の姿勢
- 2 米国の核抑止力の現状

II 通常戦力抑止態勢

- 1 自衛隊の抑止態勢とグレーゾーン事態
- 2 米軍の打撃力と対 A2/AD

III 日米同盟の抑止態勢をめぐる課題

- 1 核抑止力の方向性
- 2 対 A2/AD 政策への姿勢
- 3 グレーゾーン事態への対処
- 4 敵基地攻撃能力保有の是非
- 5 東アジアの信頼醸成措置

おわりに

- 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の改訂作業が進められつつある現在、その中核的な要素としての我が国への脅威に対する日米共同の抑止態勢をいかに構築するのかについて、十分な議論が求められている。
- 核抑止力の面では、我が国は基本的に米国の拡大抑止力にこれを依拠することとしており、米国の戦略核戦力は冷戦期と比べて削減の方向にあるものの、これ以上の大幅な削減は当面考えにくい。通常戦力面では、日米間で「盾」と「矛」の役割分担がある。「盾」を担う日本側はグレーゾーン事態への対処に重点を置き始めており、「矛」を担う米国側は戦力投射能力を維持するため、敵対国のいわゆる A2/AD 能力への対策を重要視している。
- 日米同盟の抑止態勢につき、今後課題・論点となる点として、核抑止力の方向性、対 A2/AD 政策への姿勢、グレーゾーン事態への対処、敵基地攻撃能力保有の是非、東アジアの信頼醸成措置を挙げることができる。

国立国会図書館

調査及び立法考査局外交防衛課

くりた まさひろ
(栗田 真広)

第 8 6 0 号

はじめに

本稿は、今日の北東アジア地域で我が国が直面する脅威に対し、日米両国が同盟としていかなる抑止態勢を構築しようとしているのかを概観するとともに、それに関する論点を提示するものである。2015年前半を目途に、現在「日米防衛協力のための指針（以下「ガイドライン」とする）」の見直し作業が進められているが、その目的の筆頭に掲げられているのは、「日米防衛協力の中核的要素として、日本に対する武力攻撃に対処するための同盟の能力を確保すること」¹である。この点からしても、また現在、広く我が国の安全保障政策の見直しが進められつつあることに鑑みても、今日、日米同盟の抑止態勢のあり方については、十分に理解され、かつ活発に議論が行われることが望まれよう²。

日米の抑止態勢がカバーすべき事態は、今日、国家間の軍事的紛争のうち最も烈度の高い戦略核戦争のレベルから、武力攻撃に至らない侵害、いわゆるグレーゾーン事態のレベルに至るまで、大きな拡がりを見せている。このうち、我が国と周辺国との摩擦が実際に発生しているのは、エスカレーションの段階の中でもより低次のグレーゾーン事態以下のレベルであるが、このレベルでの抑止は、より高次のレベルの抑止と密接な関係を有していることから、本稿では、全てのレベルでの抑止態勢を包括的に取り上げることとしたい。

I 核抑止態勢

1 核抑止力に関する我が国の姿勢

北東アジア地域の安全保障環境を概観したとき、その主な特徴の一つとして、核兵器保有国の数が多いことが挙げられよう。冷戦期からの核大国である米ロ両国に加えて、北朝鮮は、国際社会の非難にもかかわらず、2006年から3度の核実験を行うなど核開発を進め、かつ我が国を射程に収める弾道ミサイルを多数保有しており、また中国は、透明性に欠けるために定かではないものの、新型の潜水艦発射型弾道ミサイル（Submarine-Launched Ballistic Missile: SLBM）や、多弾頭型の大陸間弾道ミサイル（Inter-Continental Ballistic Missile: ICBM）の開発をはじめ、急速に核戦力を拡充していると指摘されている³。

こうした中で、被爆国として非核三原則を堅持してきた我が国は、核抑止力については、戦後一貫して、圧倒的な核戦力を保有する米国の拡大抑止（extended deterrence）に依拠することを基本としてきた。2013年12月17日に閣議決定された、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下「大綱」とする）でも、核兵器の脅威に対する基本姿勢として、「核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していく」ことを明記している⁴。

¹ 「仮訳 日米安全保障協議委員会共同発表 より力強い同盟とより大きな責任の共有に向けて」2013.10.3, p. 3. 外務省ウェブサイト <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000016027.pdf>> 以下、本稿におけるオンライン資料の最終アクセス日は、2015年3月10日である。

² 本稿の執筆に当たり、2014年10月28日から11月9日にかけて、米国カリフォルニア州及びワシントンD.C.にて、有識者を対象としたインタビュー調査を実施した。

³ U.S.-China Economic and Security Review Commission, *2014 Annual Report to Congress*, November 20, 2014, pp.318-321. <http://origin.www.uscc.gov/sites/default/files/annual_reports/Complete%20Report.PDF>

⁴ 「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成25年12月17日国家安全保障会議決定・閣議決定）p.5. 防衛省・自衛隊ウェブサイト <<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2014/pdf/20131217.pdf>>

しかし、この基本姿勢は変わらないものの、安全保障環境の変化に伴い、核抑止力に対する我が国の姿勢には、近年若干の変化が見られる。今次の大綱では、米国の拡大抑止に依拠するだけでなく、併せて「弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する」ことを掲げているが⁵、これは拡大抑止の供与国である米国が、戦略核戦力だけでなく、ミサイル防衛や通常戦力による打撃力を組み合わせた抑止を重視する方向にあることを受けて⁶、2010年12月に閣議決定された前大綱から登場した記述である⁷。これに沿う形で、我が国ではミサイル防衛システムの整備が進められている。2011年度末までに、2004年の大綱別表で定められた、海上配備型のイージス・システムと、地上配備型の PAC-3 から成る多層防護のシステムの配備が完了したが⁸、北朝鮮の弾道ミサイル能力の向上もあり、我が国全域を防護できる能力の強化、特に即応態勢や同時対処能力、継続的な対処能力を焦点に強化が図られることになっている⁹。また、「緊密に協力」の点では、米国の拡大抑止の運用などを議論する日米拡大抑止協議が2010年から定例化されている。これらは、米国の拡大抑止への依拠という基本線は変更しないものの、拡大抑止のあり方に対し、我が国としてより主体的な関与を行う方向に進みつつあるものといえる。

2 米国の核抑止力の現状

米国の拡大抑止の中核たる戦略核戦力は、冷戦期から比べると大幅に削減されたが、依然ロシアを除く他の核保有国に比べ圧倒的な規模を持つ。現バラク・オバマ (Barack Obama) 政権は、「核なき世界」を掲げて誕生し、核兵器の役割低減を進め、核軍縮を推進する姿勢を示したが、一方で、米国と同盟国・パートナー国への攻撃を思いとどまらせることが可能なだけの信頼性のある (credible) 核抑止力を維持する姿勢を明確に示してきた¹⁰。

米国の戦略核戦力は、2010年の核態勢見直し (Nuclear Posture Review) でも明言されたように、ICBM、SLBM 及び重爆撃機の三本柱 (triad) で構成され、今後もこの編成を維持する姿勢が取られている¹¹。それぞれの保有数は、2014年9月時点で、ミニットマンⅢICBM (配備状態) が447基、トライデントⅡSLBM (配備状態) が260基、重爆撃機 (配備状態) が87機であり¹²、これらは今後、2018年までに、新戦略兵器削減条約 (New Strategic Arms Reduction Treaty、以下「新 START 条約」とする) で定められた、配備状態の ICBM、SLBM 及び重爆撃機の合計700基/機の制限に収まるよう、削減が進められることになる。なお、2014年9月時点で、配備状態にある弾頭数は1,642発である¹³。

他方で、これらの米国の戦略核戦力は、核弾頭も含めて、運用可能期間の終わりに差し

⁵ 同上

⁶ 高橋杉雄「日米同盟における抑止態勢—動的抑止と戦略核抑止の連関性—」『海外事情』61巻5号、2013.5、p.78。

⁷ 「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成22年12月17日安全保障会議決定・閣議決定) pp.1-2。<<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2011/taikou.pdf>>

⁸ 防衛省編『平成25年版 日本の防衛 防衛白書』ぎょうせい、2013、p.186。

⁹ 「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」前掲注(4)、p.18。

¹⁰ Department of Defense, *Report on Nuclear Employment Strategy of the United States*, June 12, 2013. <http://www.defense.gov/pubs/reporttoCongressonUSNuclearEmploymentStrategy_Section491.pdf>

¹¹ Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, April 2010, p.21. <<http://www.defense.gov/npr/docs/2010%20Nuclear%20Posture%20Review%20Report.pdf>>

¹² *New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms*, January 1, 2015. Department of State website <<http://www.state.gov/documents/organization/235818.pdf>>

¹³ *ibid.*

掛かっており、近代化のための投資が必要である¹⁴。核戦力はこれまで概ね、財政上の緊縮措置の影響をそれほど受けずに来た分野であるが、今後新兵器の調達等にかかるコストは向こう 30 年間で 1 兆ドルにも上るとの指摘がなされており、財政上の大きな負担になることは間違いないものと思われる¹⁵。

2013 年 6 月のベルリン演説で、オバマ大統領は、新 START 条約の水準を超えて、配備状態の戦略核兵器をさらに 3 分の 1 削減することへの意欲を示した¹⁶。だが、ほぼ同時に発表された核運用戦略報告では、抑止が失敗した場合の核攻撃の指針として、軍事目標を攻撃対象の中心とする大規模な対兵力打撃 (counterforce) を採り、都市や産業基盤を対象とする対価値打撃 (countervalue) や、対価値打撃に依拠して核兵器の数を極小化する最小限抑止 (minimum deterrence) には拠らない姿勢を明確にしている¹⁷。こうした姿勢は米国が伝統的に採用してきたものであるが、攻撃目標の数が相対的に多くなるため、核戦力の数及び種類の削減にとっての抑制要因になるとの指摘がある¹⁸。

なお、米国の戦略核戦力の今後は、2021 年が期限となっている新 START 条約の後継条約がいかなるものになるのか、また現行の戦略核攻撃目標の一部を代替しうる、通常戦力による迅速グローバル打撃 (Conventional Prompt Global Strike: CPGS) 構想の進展などによっても影響を受ける。とはいえ、米露関係が悪化しているため、後継の軍備管理条約が大幅な核兵器の削減で合意に至るとは考えにくく¹⁹、CPGS についても、実用化までにはまだしばらくの時間を要するため²⁰、短期的には戦略核戦力の大幅な縮減の可能性は小さいと見られる。

II 通常戦力抑止態勢

1997 年のガイドラインにも見られるように、我が国に対する脅威に対処する上での日米の役割分担は、「矛」と「盾」の関係にある。我が国への武力攻撃の排除は、自衛隊が主体となってこれを行う一方、米軍はそれを補完する作戦を展開し、そこには攻撃国に対する打撃力の使用が含まれる²¹。こうした役割分担を抑止の観点からとらえるなら、大まかに言えば、我が国は敵対国の侵略の目的を達成させない態勢を整えることによる拒否的抑止

¹⁴ Congressional Budget Office, *Projected Costs of U.S. Nuclear Forces, 2015 to 2024*, January 2015, p.1. <<http://www.cbo.gov/sites/default/files/cbofiles/attachments/49870-NuclearForces.pdf>>

¹⁵ Jon B. Wolfsthal et al., *The Trillion Dollar Nuclear Triad: US Strategic Nuclear Modernization over the Next Thirty Years*, January 2014, pp.7, 11. <http://cns.mii.edu/opapers/pdfs/140107_trillion_dollar_nuclear_triad.pdf>

¹⁶ “Remarks by President Obama at the Brandenburg Gate -- Berlin, Germany,” June 19, 2013. The White House website <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/06/19/remarks-president-obama-brandenburg-gate-berlin-germany>>

¹⁷ Department of Defense, *op.cit.*(10), p.4.

¹⁸ 戸崎洋史「ベルリン演説における核兵器削減提案—核運用戦略報告の含意と理想・現実のバランス—」『軍縮・不拡散問題コメンタリー』vol.2, no.2, 2013.7.26, pp.5-6. <<http://www.cpdnp.jp/pdf/tosaki/CPDNP%20Commentary-2013.7.pdf>>

¹⁹ カーネギー国際平和財団のジェームズ・アクトン (James Acton) 上級研究員は、後継の軍備管理条約に関する合意が成立するかは定かでないものの、恐らく最も可能性が高いのは、現行の新 START 条約とよく似た内容の条約で合意に至るシナリオであろうと述べている。筆者インタビュー、ワシントン D.C., 2014.11.3.

²⁰ CPGS については、拙稿「長距離打撃能力による「敵地攻撃」構想—米国と韓国の事例から—」『レファレンス』752 号, 2013.9, pp.81-92. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8301280_po_075205.pdf?contentNo=1> も参照のこと。

²¹ 防衛庁・自衛隊「日米防衛協力のための指針」1997.9.23, pp.2-3. <<http://www.mod.go.jp/j/presiding/treaty/sisin/sisin.pdf>>

(deterrence by denial) を担い、敵対国に耐え難いコストを負わせることを通じた懲罰的抑止 (deterrence by punishment) は、基本的に米国がこれを担うということになる。

1 自衛隊の抑止態勢とグレーゾーン事態

自衛隊の戦力構築の方向性は、冷戦下で踏襲されてきた、具体的な脅威を想定することなく、力の空白を作らないことを主眼とした「基盤的防衛力」から、南西地域の防衛態勢強化など、より具体的に起こりうる事態を想定した実効的な抑止及び対処能力の構築へと転換しつつある。この観点から、冷戦期に重視された大規模着上陸侵攻のような事態への備えについては、比較的蓋然性が低いものとして一定の合理化が図られる一方で、我が国が対処する能力を構築すべき事態として重視されつつあるのが、グレーゾーン事態である。

我が国の場合、グレーゾーン事態として具体的に想定されることが多いのは、武装漁民等による離島の占拠や、公船等による領海への侵入といった事態であるが、これらは第一義的には海上保安庁や警察機関による対処が行われるものである。それにもかかわらず、自衛隊の態勢を考える上で、グレーゾーン事態が重視されるようになってきているのは、今次大綱が明確に述べているように、それが増加かつ長期化するようになってきており、事態の深刻なエスカレーションが発生することが懸念されていることがある²²。

こうした、グレーゾーン事態の増加や長期化、そのエスカレーションを念頭に、抑止力の向上を考える場合には、三つの柱を想起することができ、最近の我が国の防衛政策は、概ねそれらに沿って進められている²³。第一に、事態の発生やエスカレーションに迅速に対応するための状況認識能力と、我が国及び米国の関係機関間でリアルタイムの情報共有を行い、「継ぎ目のない (seamless)」対応を行うことである。前者に必要なのは、常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察 (intelligence, surveillance, reconnaissance: ISR) 活動及び状況に応じた ISR 態勢の強化であり、今次大綱では海空自衛隊の ISR 活動強化と能力増強が打ち出された²⁴。後者の「継ぎ目のない」対応では、2014年7月1日の安全保障法制の整備に関する閣議決定で打ち出された、グレーゾーン事態での関係機関間の情報共有を含む連携強化や自衛隊の出動手続の迅速化に加え²⁵、ガイドライン改訂交渉で模索されている、グレーゾーン事態での米軍の関与の明確化や、日米調整メカニズムの常設化が該当する²⁶。

第二に、事態の展開に応じ、相手国へのシグナリングや抑止力強化を目的として、演習を含む軍事行動を迅速に行う「柔軟抑止オプション」を用意することがある。今次大綱の「事態の推移に応じ、訓練・演習を戦略的に実施し、また、安全保障環境に即した部隊配置と部隊の機動展開を含む対処態勢の構築を迅速に行うことにより、我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態の深刻化を防止する」²⁷との記述は、これに対応したものといえる。

²² 「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱について」前掲注(4), pp.1-2.

²³ 以下、グレーゾーン事態の抑止に向けた態勢構築に必要な要素に関する記述は、特に注記がない限り、防衛省防衛研究所編『東アジア戦略概観』防衛省防衛研究所, 2014.3, pp.56-62 を参照した。

²⁴ 「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱について」前掲注(4), pp.20-21.

²⁵ 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成 26 年 7 月 1 日国家安全保障会議決定・閣議決定) pp.2-3. 内閣官房ウェブサイト <<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>>

²⁶ 高橋杉雄『日本の防衛政策の現状と課題』(「日米安全保障専門家会議」報告書①) 2014.11.13, p.1. 笹川平和財団ウェブサイト <http://www.spf.org/media/upload/WG1_report01_20141113.pdf>

²⁷ 「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱について」前掲注(4), pp.6-7.

第三に、実際にエスカレーションが発生した際の実効性のある対応能力の整備がある。この点で、今次大綱は「各種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保」することを打ち出している²⁸。ここでは南西諸島周辺の海上優勢及び航空優勢の確保並びに緊急展開能力が重視され、具体的には、新型護衛艦の開発やイージス艦2隻の新規調達、早期警戒部隊及び追加の戦闘機部隊の那覇基地配備、南西諸島防衛を念頭に置いた陸上自衛隊へのオスプレイや水陸両用能力導入、統合輸送を活用した対艦・防空ミサイル及び装甲車の緊急展開などが、そうした方針を受けたものと位置付けられる²⁹。

他方、近年重点的に自衛隊の態勢整備が図られているのは、もちろんグレーゾーン事態とそのエスカレーション対応の分野のみではない。今次大綱ではほかに、弾道ミサイル攻撃への対応や、宇宙空間及びサイバー空間における対応についても、同様に重視する姿勢を明確に示している³⁰。

2 米軍の打撃力と対 A2/AD

前述のとおり、日米同盟の「矛」と「盾」の役割分担では、拒否的抑止力を担う自衛隊に対して、米軍は打撃力を含めてこれを補完するものとされている。

今日、米軍は通常戦力面で、世界的に見ても比肩するものがない圧倒的な打撃力を遠方に投射することができるが、そうした米軍の戦力投射能力は、主として同盟国・友好国に駐留する前方展開兵力や、空母に加えてイージス艦や攻撃型原子力潜水艦 (Nuclear-Powered Attack Submarine: SSN) などで編成される空母打撃群、長距離爆撃機などから構成されている。日米同盟の文脈では、横田基地に司令部を置く米第5空軍や、空母打撃群などの主要部隊を我が国に前方展開する米第7艦隊に加え、有事にはこれに米本土や他地域からの増援兵力が加わり、打撃力を構成することが想定される。そして、いわゆる「アジア・リバランス」政策の中で、米海空軍が2020年までに戦力の6割をアジア太平洋地域に配備する方針が示されており³¹、この地域での戦力は厚みを増すことになる。

だが2000年代以降、米国の潜在的な敵対国などが、これらの打撃力を用いた攻勢作戦の前提となる、戦域への米国のアクセスを阻害する能力を発展させてきたことで、同盟国への米国の拡大抑止の信頼性の低下が懸念されるようになった³²。これがいわゆる接近阻止・領域拒否 (Anti-Access/Area Denial: A2/AD) 能力である。A2/AD能力は、同盟国支援を目的とした米軍の戦域への接近を遅らせるか、戦域外からの作戦を強いる A2 と、戦域内での作戦を阻害する AD から成り³³、具体的な兵器としては通常弾頭の準中距離弾道ミサイル (Medium-Range Ballistic Missile: MRBM) や対艦弾道ミサイル (Anti-Ship Ballistic Missile: ASBM)、巡航ミサイル、潜水艦、サイバー攻撃手段、機雷などが用いられる³⁴。米

²⁸ 同上, p.7.

²⁹ 西原正監修, 平和・安全保障研究所編『アジアの安全保障 2014-2015 再起する日本 緊張高まる東、南シナ海』朝雲新聞社, 2014, pp.70-71.

³⁰ 「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」前掲注(4), pp.12-13.

³¹ Department of Defense, “Secretary of Defense Speech: IISS Shangri-La Dialogue,” May 31, 2014. <<http://www.defense.gov/Speeches/Speech.aspx?SpeechID=1857>>

³² David W. Keam, Jr., “Air-Sea Battle, the Challenge of Access, and U.S. National Security Strategy,” *American Foreign Policy Interests*, vol.36, no.1, 2014, p.34.

³³ Air-Sea Battle Office, *Air-Sea Battle: Service Collaboration to Address Anti-Access and Area Denial Challenge*, May 2013, p.2. <<http://www.defense.gov/pubs/ASB-ConceptImplementation-Summary-May-2013.pdf>>

³⁴ 布施哲『米軍と人民解放軍—米国防総省の対中戦略—』講談社, 2014, p.90.

国は、我が国を含む米国の同盟国・友好国が関与する紛争が生じた際に、敵対国の A2/AD 能力によって、自軍の戦力投射能力が有効に活用できない事態を懸念している。東アジアでは、中国がこの能力を伸長させている³⁵。

2012 年の国防戦略指針 (Defense Strategic Guidance) にあるように、米国は A2/AD の脅威がある中でも戦力を投射できる態勢を保つ姿勢を明確にしている³⁶。この文脈で、米軍の対 A2/AD 作戦概念として、米戦略予算評価センター (Center for Strategic and Budgetary Assessments: CSBA) の報告書による構想発表³⁷を受けて盛んに論じられてきたのが、エアシー・バトル (Air-Sea Battle: ASB) 構想である³⁸。当初 CSBA が構想した ASB は、西太平洋における高烈度の中国との通常戦争を念頭に、A2/AD 能力の無力化を狙った指揮・統制・通信・コンピュータ (Command, Control, Communications and Computers: C4) ・ISR アセット等への攻撃と、A2/AD 圏外からの海上封鎖を柱とする、海空軍による包括的な対中作戦概念であった。これが、その後の議論を経て、2013 年 5 月に国防総省 ASB 担当室の公式文書³⁹として発表された段階では、C4ISR への攻撃という点は変わらないものの、海空軍に限らず、陸上や宇宙、サイバーも含めた領域横断的なものとなり、かつ包括的な対中作戦概念ではなく、特定国を想定しない、A2/AD 能力を持つ敵対国との戦争で、戦力投射能力を運用できる状況を確認するための局面を限定した作戦構想へと変わっていった。

ASB は、米軍の作戦概念として公式に採用されたわけではなかったものの、大きな議論の的となり、代替構想⁴⁰も提示されるなど、米国の対 A2/AD 議論を活発化させた。しかし、2015 年 1 月になって、国防総省は ASB を、その名称も含めて見直すこととし、同構想を担当してきた ASB 担当室を廃止することを発表した⁴¹。

とはいえ、A2/AD の脅威に対処することで戦力投射能力を有効に活用するという米国の基本的な方向性が変わったわけではないし、ASB の見直しも、陸上戦力のより大きな関与を視野に入れた新たな対 A2/AD 構想の策定に向けたもので⁴²、大きな変化は生じないとの見方もある⁴³。いずれにせよ、A2/AD 対策の模索は続いていくものと考えられる。

なお、その場合に重要なのは、米国の予算の強制削減の動向である。米国防総省は近年、国防予算の強制削減が安全保障に与える悪影響に繰り返し警鐘を鳴らしてきた⁴⁴。現在の緊縮財政下でも、米軍は戦力投射能力の維持・向上や A2/AD 対策に必要な投資を優先的に

³⁵ Jan van Tol et al., *AirSea Battle: A Point-of-Departure Operational Concept*, May 18, 2010, p.ix. <<http://csbonline.org/wp-content/uploads/2010/05/2010.05.18-AirSea-Battle.pdf>>

³⁶ Department of Defense, *Sustaining U.S. Global Leadership: Priorities for 21st Century Defense*, January 2012, pp.4-5. <http://www.defense.gov/news/Defense_Strategic_Guidance.pdf>

³⁷ Jan van Tol et al., *op.cit.*(35)

³⁸ 本段落のエアシー・バトル概念の変遷に関する記述は、高橋杉雄「財政緊縮下の米軍とアジア太平洋地域の抑止態勢」『国際安全保障』41 巻 3 号, 2013.12, pp.69-70; 平山茂敏「エアシー・バトルの変容—対中作戦構想から、アクセス維持のための限定的作戦構想へ—」『海軍戦略研究』3 巻 2 号, 2013.12, pp.22-41 を参照した。

³⁹ Air-Sea Battle Office, *op.cit.*(33)

⁴⁰ 代表的なものとして、A2/AD 圏外からの海上封鎖部分のみを ASB から切り出した、「オフショア・コントロール (Offshore Control)」がある。T.X. Hammes, “Offshore Control: A Proposed Strategy for an Unlikely Conflict,” *Strategic Forum*, no.278, June 2012. <<http://www.dtic.mil/dtic/tr/fulltext/u2/a577602.pdf>>

⁴¹ Sam LaGrone, “Pentagon Drops Air Sea Battle Name, Concept Lives On,” *USNI News*, January 20, 2015. <<http://news.usni.org/2015/01/20/pentagon-drops-air-sea-battle-name-concept-lives>>

⁴² *ibid.*

⁴³ 平山茂敏「エアシー・バトル (ASB) 構想がジャム・ジーシー (JAM-GC) に」2015.1.23. 海上自衛隊幹部学校ウェブサイト <<http://www.mod.go.jp/msdf/navcol/SSG/topics-column/028.html>>

⁴⁴ 例えば、Department of Defense, “Quadrennial Defense Review 2014,” 2014, pp.53-57. <http://www.defense.gov/pubs/2014_Quadrennial_Defense_Review.pdf>

行っているが⁴⁵、これらの施策には、次世代長距離爆撃機や艦載攻撃無人機、新型 SSN の開発など、莫大な費用を要することも事実であり、今後の予算動向が注目される。

Ⅲ 日米同盟の抑止態勢をめぐる課題

以上、北東アジア地域での日米同盟の抑止態勢の現状と方向性を概観してきた。以下、これを受けて、主に我が国が考えるべき、日米同盟の抑止態勢に関する論点を提示する。

1 核抑止力の方向性

米国の戦略核政策の方向性は、我が国の享受する、核を中心とした米国の拡大抑止のあり方を強く規定する以上、我が国の安全保障への影響が大きいことは間違いなく、それゆえ日米間の拡大抑止協議のような場で重要な議題になるとの指摘もあることから⁴⁶、我が国として考慮しておくべき問題である。この観点でしばしば指摘されるのは、米国が中国との間で、核レベルでいかなる抑止関係を構築するのが、我が国にとって極めて重要な含意を持つにもかかわらず、米国、特に現政権が、これを明確にしていないことである⁴⁷。

現在の北東アジアの抑止関係は、やや変則的であると指摘される⁴⁸。すなわち、米国と中国及び北朝鮮の間では、核戦力面での大幅な不均衡にもかかわらず、域内で米国の拡大抑止を享受する日本、韓国及び台湾が、両国の核・ミサイル戦力への高い脆弱性を有することで、高度の危機安定性（*crisis stability*）⁴⁹が維持されてきた。他方で、戦略的安定性（*strategic stability*）のもう一つの要素である軍拡競争に係る安定性（*arms race stability*）が低下し、中国・北朝鮮両国は残存性（*survivability*）の高い対米核報復力を追求してきた。

もし米国が、米中間の核レベルの抑止関係として、相互脆弱性に基づく安定的な関係を受け入れ、中国の核戦力の拡充による米中間の核の不均衡の縮小を容認するのなら、これは現状の変則的な抑止関係が、冷戦期の米ソ間の戦略的安定性に近づくことになり、軍拡競争に係る安定性を向上させる一方、理論上危機安定性は低下しない⁵⁰。それゆえ、米中間の核レベルの抑止の安定だけを見れば、米国による対中相互脆弱性の容認は、必ずしも悪い結果をもたらすとは言えない。

だが、我が国を含む拡大抑止を受ける側にとっては、この状況は深刻な含意を持ちうる。米中間で核レベルでの相互脆弱性が成立することは、同盟国に対する米国の拡大抑止の信

⁴⁵ 高橋 前掲注(38), pp.71-77.

⁴⁶ Satoh Yukio, “Japan’s Responsibility Sharing for the U.S. Extended Deterrence,” *Discuss Japan-Japan Foreign Policy Forum*, no.19, March 2014, p.2. <http://www.japanpolicyforum.jp/en/pdf/2014/no19/DJweb_19_dip_01.pdf>

⁴⁷ 日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター『北東アジアにおける核リスクのマネージメント』（平成25年度外務省委託研究）2014.3, p.46. <<http://www.cpdnp.jp/pdf/003-01-013.pdf>> なお、米国は北朝鮮との核レベルの相互脆弱性に基づく抑止関係は受け入れないことを明確にしている。

⁴⁸ 石川卓「北東アジアにおける「戦略的安定性」と日米の抑止態勢」『海外事情』61巻5号, 2013.5, pp.38-39.

⁴⁹ 定義には幅があるが、「危機安定性」が確保された状態とは、相互の抑止関係の中で、先制攻撃によって相手国を武装解除できる程度が限定されているために、いずれの当事国にとっても先制攻撃をかける誘因や圧力が極小化された状態を指す。「軍拡競争に係る安定性」は、やや長い時間軸で、こうした危機安定性に影響を与えるような軍拡競争のダイナミクスが抑制された状態を指す。Elbridge A. Colby et al., *Nuclear Weapons and U.S.-China Relations: A Way Forward*, March 2013, p.14. <http://csis.org/files/publication/130307_Colby_USChinaNuclear_Web.pdf> 両者が確保されるとき、戦略戦争が生じにくい状態としての戦略的安定性が達成される。

⁵⁰ 石川 前掲注(48), pp.40-41.

頼性 (credibility) に問題が生じることに繋がるとの見方がある⁵¹。また、核レベルでの抑止力維持への懸念もさることながら、核レベルで相互脆弱性に基づく安定性が成立することで、通常戦争以下のレベルでの挑発行動等が生じやすくなる、「安定－不安定のパラドックス (stability-instability paradox)」の問題も指摘されている⁵²。仮に今後、核戦力を増大させた中国が、米国との間で相互脆弱性に基づく安定が成立したと認識した場合に、東シナ海などでの現状変更行動や挑発行動が激化することを懸念する議論がある⁵³。これらの懸念に配慮するならば、米中間での相互脆弱性の成立を回避するために、理論的には米国の戦略核戦力の削減は望ましくはなく、場合によってはその増強が必要になる。

他方で、唯一の被爆国として核軍縮の推進を掲げてきた我が国としては、米国に対し、相応の核戦力の維持や、場合によってはその拡大を要請することにはディレンマも残る。この点は、2015年4月から5月に核不拡散条約の再検討会議が予定され、核軍縮の機運が再び高まりうることを考えればなおさらである。こうした相反する要請を比較考量しながら、我が国として米国の拡大抑止のあり方に対する立場を決めていくことが求められる。

2 対 A2/AD 政策への姿勢

米国の対 A2/AD 政策の今後に関しては、現時点では ASB の見直しを待つほかない。とはいえ、通常戦力面での抑止態勢に関して、専門家からは、この点での日米間の連携の焦点は、中国の A2/AD 能力への対処であり、これを含めた軍事戦略のあり方について、日米間で調整を行う必要があるとの指摘がなされている⁵⁴。

確かに、ASB、特に CSBA が対中作戦構想として発表した時点でのそれは、我が国にとっての含意が極めて大きいものであった。ISR 面で同盟国には米軍の能力を補完することが求められることに加え⁵⁵、作戦の究極的な成否が、補給・修理・出撃拠点として日本を継続的に利用できる点に依存しており、また米中戦争の初期段階で、中国のミサイル攻撃を回避するために米軍部隊がいったん退避している間、自衛隊が第 1 列島線 (琉球列島) 沿いの防衛ラインを設置することが期待されるという⁵⁶。すなわち、琉球列島沿いに対空・対艦ミサイルを配備して爆撃機や戦闘機の飛来を防ぎ、大隅、宮古両海峡などに護衛艦や潜水艦を展開して西太平洋へ進出しようとする中国海軍を阻止して第 1 列島線内に封じ込めるほか、東シナ海や日本海でのイージス艦による弾道ミサイル防衛や、汎用護衛艦による米空母打撃群の護衛などを行うことが織り込まれているとされる。

こうした協力は、ASB の有効な遂行、ひいては米国の通常戦力面での戦力投射能力に依拠した抑止力の維持に欠かせないものと位置付けられていた一方で、自衛隊にとっては極めて損耗が大きいと予想される⁵⁷。また、自衛隊の能力構築面での含意にも目を向ける必

⁵¹ 梅本哲也「中国と核軍縮」日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター『「核兵器のない世界」に向けた課題の再検討』(平成 22 年度外務省委託研究) 2011.3, p.34. <<http://www.cpdnp.jp/pdf/003-01-011-05.pdf>>

⁵² 高橋杉雄「核兵器をめぐる諸問題と日本の安全保障—NPR・新 START 体制、「核兵器のない世界」、拡大抑止—」『海外事情』58 巻 7・8 号, 2010.7・8, p.48.

⁵³ Robert A. Manning, *The Future of US Extended Deterrence in Asia to 2025*, October 2014, pp.9, 11. <http://www.atlanticcouncil.org/images/publications/Future_US_Ext_Det_in_Asia.pdf>

⁵⁴ 金子将史『米中「協争」時代のアジア太平洋地域と日米同盟』(「日米安全保障専門家会議」報告書②) 2015. 2.17, pp.4-5. 笹川平和財団ウェブサイト <http://www.spf.org/topics/upload/WG2_report01_20150217.pdf>

⁵⁵ 佐藤丙午「米国の国際的関与と外交・安全保障政策」『海外事情』62 巻 7・8 号, 2014.7・8, p.75.

⁵⁶ 布施 前掲注(34), pp.168-179.

⁵⁷ 同上, p.299.

要がある。自衛隊に期待されるこれらの役割、特に第1列島線沿いの防衛ラインの設置は、概ね、我が国が中国に対してA2/ADを展開することに当たるが、この分野への注力は、シーレーン及び我が国本土から遠く離れた空域の安全確保などを含め、経済大国としての我が国がグローバルに求められる責任を果たす上で必要な能力に投資するリソースを削いでしまうとの指摘もある⁵⁸。

同時に、米軍の拠点となることの意味合いも重要である。ASBのように、我が国が米軍の作戦遂行上の不可欠の拠点となる場合には、代替構想の1つであったオフショア・コントロールなどのように、必ずしも同盟国の協力を必要としない構想を米国が採用する場合と比べて、米国にとって日米同盟の重要性が向上し、我が国の「見捨てられ」への懸念は低下する⁵⁹。だが、米軍にとっての拠点となるということは、米中間で高烈度の通常戦争が生起すれば、嘉手納や岩国、佐世保、横須賀などの自衛隊及び米軍の基地が、ミサイルなどによる集中的な攻撃を受けることを意味する⁶⁰。さらに言えば、ASBは本質的に、C4ISRなどを攻撃するための相手国本土への縦深打撃を多分に含むことから、エスカレーション・コントロールが効きにくく、急速に高烈度の通常戦争や、場合によっては核戦争へのエスカレーションを招来する危険があるとの批判がなされてきた面がある⁶¹。

なお、やや異なる観点から、ASBの戦略的な含意についても注意する必要がある。国防総省ASB担当室が発表した時点での同構想は、特定国を名指ししていないものの、依然大きな関心が中国のA2/AD能力にあることは明白とも言えた。そのような作戦構想に基づく態勢の構築を進めていくことは、中国に対して、必要以上に米国の敵対的な意図を意識させることになり、結果として戦略レベルでの米中関係の決定的な悪化を招くとの指摘がある⁶²。この点はおそらく、日米が連携してこうした態勢構築を進めていけば、より深刻な問題として浮上してくるものと思われる。しかし、抑止態勢の構築は本来あくまで最悪の事態を防ぐための「ヘッジ」である以上、この帰結は望ましくない。そして、程度の差はあれ、ASBが後継構想に差し替わった後でも、その焦点が中国にあると受け取られる限りは、こうした懸念は引き続き課題として残ることになる。

今後、東アジア地域での米国との防衛協力強化の焦点は、いずれにせよ、A2/AD能力への対処という側面が大きくなるものと予想される。その中で、我が国としてこの問題にどう向き合っていくのかについては、上記の事項を勘案しつつ、十分な検討が必要であろう。

3 グレーゾーン事態への対処

今回のガイドライン改訂における焦点の一つは、武装集団による離島占拠などのグレーゾーン事態について、米軍の関与のあり方をどのように規定するかであるとされる⁶³。

日米の抑止態勢という観点からすれば、グレーゾーン事態での挑発行動、特にその深刻化の有無は、既に述べてきたとおり、他のレベルでの抑止関係の影響を受けやすい。核レ

⁵⁸ Toshi Yoshihara, *Going Anti-Access at Sea: How Japan Can Turn the Tables on China*, September 2014, p.11. <http://www.cnas.org/sites/default/files/publications-pdf/CNAS%20Maritime2_Yoshihara.pdf>

⁵⁹ 布施 前掲注(34), pp.309-310.

⁶⁰ Yoshihara, *op.cit.*(58), p.5.

⁶¹ Joshua Rovner, "AirSea Battle and Escalation Risks," *Changing Military Dynamics in East Asia Policy Brief*, vol.12, January 2012, pp.3-4. <<http://igcc.ucsd.edu/assets/001/503563.pdf>>

⁶² Daniel Hartnett, "Air-Sea Battle: Unnecessarily Provoking China?" *Asia-Pacific, Global Analysis*, February 22, 2014. <<http://cimsec.org/dan-hartnetts-post-air-sea-battle-unnecessarily-provoking-china/10085>>

⁶³ 「日米同盟強化の思惑ズレ 集团的自衛権、ガイドライン反映を確認 防衛相会談」『朝日新聞』2014.7.13.

ベルでの抑止関係に起因した安定－不安定のパラドックスに加えて、A2/AD能力をはじめとする、被抑止国の通常戦力面での能力増大も、同様にグレーゾーン事態のレベルでの挑発行動の激化を招きうる⁶⁴。グレーゾーン事態への抑止力向上は、これら他のレベルでの抑止の状況と併せて考えていく必要がある。

グレーゾーン事態への対処については、「継ぎ目のない」対応が強調される傾向にあるが、これには実際、二つの側面があり、主として海上保安庁等と自衛隊の対応の間の「継ぎ目をなくす」ことと、我が国単独での対処と、事態が深刻化した場合の日米での共同対処の間の「継ぎ目をなくす」ことがそれである。

前者については、安全保障法制整備の中で、既に電話閣議の導入による自衛隊の出動迅速化を図る方向性が打ち出されているが⁶⁵、実際どの程度事態が深刻化した時点で自衛隊を投入するのかという運用面は、慎重な検討が必要になる。理論上、「軍のレベルへのエスカレーションは行わない」という暗黙の共通理解が成立している状況では、これを破って軍事力を用いることはエスカレーション・コントロールの観点から望ましくない面もある。また、仮に自衛隊を動かす場合においても、国際社会の理解を充分に得る外交的アプローチをいかに並行させるかという点が重要な論点となるであろう。

後者については、日米調整メカニズムを常設化し、グレーゾーン事態でも機能するようにすることや⁶⁶、グレーゾーン事態における自衛隊の作戦計画に米軍の役割を組み込むことなど⁶⁷、様々な施策が模索されていることが報じられているが、これらはそもそも、グレーゾーン事態に対してどのような抑止力を構築するのかによって、必要な手段が異なってくる。グレーゾーン事態がエスカレートして通常戦争に発展した場合の日米共同対処の担保、またそれによって通常戦争へのエスカレーションを抑止することに主眼を置くのであれば、上記の日米調整メカニズムの常設化や、もう一歩進んで、米軍の「影」を見せる措置、例えば占拠された離島付近での無人偵察機の飛行などで事足りよう⁶⁸。これに対し、より踏み込んで、グレーゾーン事態そのものに対してまで、日米としての抑止力を波及させようとするのであれば、おそらく本来はこのレベルでの事態への直接的な関与を望まないであろう米国が、望むと望まざるとにかかわらず、「巻き込まれる」ような措置が必要になる。しかし、そうしたコミットメントの取付けは極めてハードルが高いし、我が国が、グレーゾーン事態における米軍の深い関与を取り付ける代わりに、同盟協力の点で、いかなる分野で自衛隊の米軍との協力を深化させるのかといった点は十分な議論がなされていないとの指摘もある⁶⁹。

こうした点を踏まえ、グレーゾーン事態を念頭に置いた日米の抑止力のあり方を検討する必要がある。その際に、留意されなければならないのは、「宣言政策 (declaratory policy)」の側面の存在を意識する必要がある点であろう。すなわち、グレーゾーン事態に関する議

⁶⁴ Brad Roberts, "Extended Deterrence and Strategic Stability in Northeast Asia," NIDS Visiting Scholar Paper Series, no.1, August 9, 2013, p.13. <<http://www.nids.go.jp/english/publication/visiting/pdf/01.pdf>>

⁶⁵ 「安保法制：与党協議 電話で閣議決定可能に 自衛隊の迅速出動狙い」『毎日新聞』2015.2.14.

⁶⁶ 「日米防衛協力指針：来月に骨子、日米政府方針 内閣改造で遅れ」『毎日新聞』2014.9.10.

⁶⁷ 「集団的自衛権 日米同盟さらに強化 尖閣防衛 統合作戦も」『読売新聞』2014.7.2.

⁶⁸ 元国防総省上級顧問である、カーネギー国際平和財団のジェームズ・ショフ (James L. Schoff) 上級研究員は、尖閣諸島が占拠された場合に予想される米国の日本への支援は「作戦面で有用で、政治的に目に見えるが、事態の深刻化を招かないもの」になる可能性が高いとして、無人機による偵察支援などを挙げた。筆者インタビュー、ワシントンD.C.、2014.11.4.

⁶⁹ 辰巳由紀「オバマ政権のアジア太平洋リバランス政策—その制約要因と日米同盟—」『海外事情』62巻7・8号、2014.7・8、p.49.

論では、他のレベルの抑止の議論以上に、「どの程度深刻化すれば海上保安庁ではなく自衛隊が投入されるのか」「どの程度深刻化すれば米軍が関与するのか」といったレッドラインの位置を明らかにしようとする傾向が見られる。もちろん、レッドラインの位置を正しく設定することを目的とした議論の重要性は否定されないが、他方で、抑止の観点からすれば、レッドラインを公開の場で正確に明らかにすることは、実際の運用よりも低いレッドラインを公表することで、より烈度の低い事態にまで抑止力を作用させるといったアプローチを困難にする面や、レッドラインに最大限達しないレベルでの挑発行動等を招来する面もある。グレーゾーン事態の議論では、これらの点への配慮も必要であるものと思われる。

4 敵基地攻撃能力保有の是非

先述のとおり、日米間では我が国が「盾」、米国が「矛」の役割を担うこととされ、専守防衛を基本方針とする我が国は、戦闘行動半径の短い戦術航空機による対地攻撃能力を除けば、基本的にはいわゆる攻撃的能力を保有していない。

だが、北朝鮮の核・ミサイル戦力の拡充に伴って、発射寸前の段階にある弾道ミサイル等を、その発射前に破壊する、いわゆる敵基地攻撃能力の保有については、これまでに何度も浮上しており、第二次安倍晋三政権発足直後に、首相もこれを検討する意向を示していた⁷⁰。一方で、移動式の発射台に搭載され高速で移動するミサイルを発射寸前で捕捉することがそもそも難しいことや、自衛隊の能力面でも偵察衛星や電子戦機、対レーダーミサイルなど大幅な増強が必要であること、近隣諸国との緊張を招きうることなどの難しさもある。結果として、今次大綱では「敵基地攻撃能力」としての明記は見送られるとともに、ガイドライン改訂においても取り上げられないこととなった。

とはいえ、北朝鮮の核開発という根本的な問題が解決されない以上、敵基地攻撃能力の保有は、今後も論点として浮上する可能性がある。専門家の間では、敵基地攻撃能力は日米の包括的な対弾道ミサイル施策の一要素として保有することが現実的かつ実効的であると指摘されるが⁷¹、今回、ガイドライン改訂で取り上げられなかったのは、我が国が打撃力を保有することで東アジアの軍事バランスが崩れることや、米国の拡大抑止への同盟国の信頼が揺らいでいると受け取られることを懸念した米国が難色を示したためとされている⁷²。この点を踏まえ、保有の是非を検討するに当たっては、憲法上の問題や近隣の友好国との事前調整に加えて、米国との調整をいかに行うのが重要な論点となろう。

5 東アジアの信頼醸成措置

抑止態勢の整備に当たって、被抑止国との抑止関係の安定を重視する観点からすれば、危機管理メカニズムを含む、広義の信頼醸成措置の構築は重要な意味を持つ。

この文脈では、早期の運用開始での合意がなされている日中海空連絡メカニズムや、2015

⁷⁰ 第183回国会衆議院予算委員会議録第7号 平成25年2月28日 p.14.

⁷¹ 金田秀昭ほか『日本のミサイル防衛—変容する戦略環境下の外交・安全保障政策—』日本国際問題研究所, 2006, pp.252-254.

⁷² 「焦点：日本の「敵基地攻撃能力」保有、米国と水面下のせめぎ合い」『Reuters』2014.9.10. <<http://jp.reuters.com/article/topNews/idJPKBN0H501D20140910>>

年3月19日に4年ぶりに日中安保対話が再開される見込みであることなどは、大きな前進といえる。一方で、信頼醸成措置はその履行自体が相互の意図に対する疑念を払拭し、相互信頼を醸成する効果を持つものの、ベースとなる一定の信頼がなければ機能しえず、相互不信が強い状況下では、危機管理メカニズムへの当事国の対応が逆に不信感を助長させ、危機を深刻化させたケースも存在する⁷³。それゆえ、前述の日中間の信頼醸成措置が今後どのように運用されるのか注視していく必要がある。

他方で、事実上全く手つかずなのは、核エスカレーションのリスク低減である。これまでのところ、冷戦期の米ソ間に存在したような、制度化された核リスク低減のための枠組みを米中間で構築することを意図した米国側の呼びかけは実を結んでおらず、アドホックな形で核政策が議論されることはあっても、あまり成果はないという⁷⁴。

今日、通常戦争と核戦争の間の敷居は相当に高いが、米中の通常戦争には確かに、核エスカレーションのリスクを孕む側面があり、特に「意図せざる (inadvertent)」核使用の危険が大きい⁷⁵。中国側は依然同国の戦略核戦力の残存性に自信を持っておらず、かつDF-21MRBMなど中国のA2/AD戦力を構成する短・準中距離ミサイルの多くが核・通常弾頭の両用であり、指揮命令系統も共通である。そのため、通常戦争の中で、米国が中国のA2/AD能力の無力化を狙ったC4ISRやミサイル戦力への攻撃を行った場合に、これを核抑止力の破壊を企図したものと誤認した中国側が、「使うか失うか (use or lose)」の圧力に駆られて早期核使用に訴えるリスクがある。他方、着弾までいずれの弾頭が搭載されているのか分からないミサイルの存在は、核弾頭が載っていると的前提での対応を日米に強いるため、通常弾頭のミサイル発射を核攻撃と誤認した米国が核報復を敢行する可能性も残る。

こうした「意図せざる」核エスカレーションは、米中双方にとって望むところではなく、そのリスク低減に向けた協力の余地は存在する。そのためには、第一歩として、核戦力の構成や運用及びドクトリン、安全保障政策全体の中での役割等に関して、米中間である程度踏み込んだ対話を行い、相互理解と透明性の向上を図ることが欠かせず、その上で相互査察等を含む信頼醸成措置⁷⁶の実施や、ハード面での軍備管理などに進んでいくことが必要になる。

米中間の核リスク低減は、当然ながら核エスカレーションが発生した場合に巻き込まれる我が国にとっても重要な問題である一方で、核兵器は持たず、中国との文脈では弾道ミサイル防衛の有効性も依然限定的な我が国は、この問題に関して第一義的な当事者としての関与が難しいのも事実である。それゆえ、基本的には米国と連携した中国への働きかけや、多国間の枠組みをどのように活用していくのかといった点が、主要な課題として浮上すると思われる。また、この種の核リスク低減策の議論では、1つの焦点として、先に述べた、変則的に危機安定性が確保された現状から、米中間の相互脆弱性に基づき、より「普通の」形で危機安定性が担保された抑止関係への移行の是非が浮上することになる。

⁷³ 1986-87年に発生した、インド・パキスタン間のブラスタックス危機は、危機管理メカニズムの誤った運用により深刻化した危機の典型例である。

⁷⁴ Tanya Ogilvie-White, “The Urgent Need for Nuclear Risk Reduction in Asia,” *APLN CNND Policy Brief*, no.14, August 2014, p.10. <<http://www.a-pln.org/sites/default/files/apln-analysis-docs/PB14.pdf>>

⁷⁵ 以下、米中間の「意図せざる」核使用に関する記述は、日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター 前掲注(47), pp.7-8; Wu Riqiang, *Sino-U.S. Inadvertent Escalation*, pp.5-13. Program On Strategic Stability Evaluation website <<http://posse.gatech.edu/sites/posse.gatech.edu/files/Wu%20Sino%20US%20Inadvertent%20Escalation.pdf>>を参照した。

⁷⁶ Colby et al., *op.cit.*(49), pp.24-25.

この点についても、我が国の取るべき立場を十分に議論する必要がある。

おわりに

現在進められているガイドラインの改訂作業の中では、2014年7月の閣議決定の影響もあり、集団的自衛権の行使や、自衛隊のグローバルな役割拡大の側面が注目されがちである。もちろんそれらについての議論は重要であるが、我が国にとって日米防衛協力の核心は、我が国に対する脅威への共同対処にあり、この点で日米同盟の抑止態勢にそもそもどういった方向付けをしていくのか、またその中で我が国が担う役割が何であるのかという根本的な議論にも、相応の関心を払う必要がある。

また、抑止態勢の構築は、当然ながら、被抑止国との政治的な関係性の安定化と並行して行われることが不可欠である。特に、日米の抑止態勢のあり方が変化する程度が大きければ大きいほどに、その意図が攻撃的なものではないことについて、被抑止国との間で十分な意思疎通を図ることの重要性が大きくなることにも配慮すべきであろう。